

審 査 基 準

令和3年11月24日作成

法 令 名：自動車保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）、第5条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 保管場所の確保を証する書面 7日（行政庁の休日は含まない。） ○ 軽自動車の新規運行の用に供する届出 5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 警察本部交通規制課
備 考：